

(仮称) 西鹿田グリーンパーク建築物設計業務仕様書

第1章 総則

1 本書の位置づけ

(仮称) 西鹿田グリーンパーク建築物設計業務仕様書は、(仮称) 西鹿田グリーンパーク建築物設計業務（以下「本業務」という。）において、応募者の提案及びみどり市（以下「本市」という。）が選定する事業者（以下「事業者」という。）の事業遂行にかかる具体的な指針並びに本市が事業者に要求する業務水準を示すものである。

2 委託業務概要

(1) 委託業務名

(仮称) 西鹿田グリーンパーク建築物設計業務

(2) 業務の目的

本業務は、西鹿田グリーンパーク基本計画（以下「基本計画」という。）に位置付けられたパークステーション等の建築物を具体化するため、周辺の景観と調和の取れた施設整備に必要な実施設計業務を委託するものである。

(3) 履行期限

令和7年3月14日（金）

3 計画敷地概要

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 敷地位置 | みどり市笠懸町鹿 2559 番地外 13 筆 |
| (2) 敷地面積 | 6.4ha（新設区域） |
| (3) 用途地域 | 無指定 |
| (4) 建蔽率 | 2% |
| (5) 容積率 | - - % |
| (6) 防火地域 | 指定なし |

4 建築物等の設計条件

- | | |
|----------|--|
| (1) 主要構造 | 提案による |
| (2) 主要機能 | ① パークステーション（200㎡程度）
公園管理室、救護室、多目的ルーム、器具庫、
トイレ（男・女・多目的）
② 屋根付きスタンドベンチ
③ トイレ（男・女・多目的） 2棟 |
| (3) 工事費用 | 金 400,000,000 円（消費税額及び地方消費税相当額含む）
※備品等の調度品は含まず |
| (4) 予定工期 | 令和7年7月頃～令和8年3月頃 |

5 整備方針

基本計画のコンセプトに基づく施設とする。

第2章 要求水準

1 本体構造

提案によるものとする。

2 施設全般

- ・サッカー等のスポーツ利用時だけでなく公園利用でも利用できる施設にすること。
- ・公園のにぎわいの拠点になることを念頭に施設計画を行うこと。
- ・各機能施設においては、利用者の利便性を高める工夫をすること。

第3章 設計業務

1 設計業務の内容

(1) 建築実施設計、構造実施設計、電気設備実施設計、機械設備実施設計

- ① 設計条件等の整理
- ② 法令上の諸条件の調査及び整理
- ③ 事業用地の形状、高低差の調査確認
- ④ 施設の設計図書の作成
- ⑤ 全体スケジュール作成
- ⑥ 設計内容の建築主への説明等
- ⑦ 積算業務
- ⑧ 透視図（俯瞰・外観・鳥瞰・内観等）の作成

(2) 法令上の各種打合せ・手続き業務

法令上の届出等に必要な図面、書類、資料等の一覧作成、事前協議・打合せ業務

- ① 建築基準法、都市計画法
（開発許可申請、建築確認申請等：群馬県と事前協議を行うこと）
- ② 消防法
（消防法関連申請等：消防署と事前協議を行うこと）
- ③ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- ④ その他計画により必要となる法令等に基づく申請、届出等に関する事前協議
- ⑤ 各関係機関との協議・打合せ記録作成

第4章 成果物

1 実施設計業務

成果物（提出書類等）		縮尺等・数量
建 築	建築（総合）実施設計図書	適宜・1
	① 計画説明書、仕様概要書	適宜・1
	② 仕上概要表	適宜・1
	③ 面積表及び求積図	適宜・1
	④ 敷地案内図	適宜・1
	⑤ 配置図	適宜・1
	⑥ 平面図	1/200・1
	⑦ 断面図	1/200・1
	⑧ 立面図（各面）	1/200・1
	工事費概算書	A4・1
	全体スケジュール	適宜・1
構 造	建築（構造）実施設計図	適宜・1
	① 構造計画説明書	適宜・1
	② 構造設計概要書	適宜・1
電 気 設 備	電気設備実施設計図	適宜・1
	① 電気設備計画説明書	適宜・1
	② 電気設備設計概要書	適宜・1
	工事費概算書	A4・1
	各種技術資料	適宜・1
機 械 設 備	機械設備実施設計図	適宜・1
	① 機械設備計画説明書	適宜・1
	② 機械設備設計概要書	適宜・1
	工事費概算書	A4・1
	各種技術資料	適宜・1
そ の 他	各種申請・手続きに必要な書類一覧表	A4・1
	透視図（4枚）	適宜・1
	各関係先協議・打合せ記録	適宜・1
	上記設計図書 CAD データ・文書データ及び全ての PDF データ	CD・1

(注) ①成果物は出来る限りワード、エクセル等の凡用パソコン用ソフトウェアを使用すること。

②図面データは、DXF 及び JWW 形式にて提出すること。

2 納品書等諸事項

(1) 成果物は、製本による設計図書とする。

(2) 製本による設計図書は、原則としてA3サイズ横をA4サイズに折り、左綴じ製本とし、部数は2部とする。